

法人所有自動車の自動車保険 見積もり合わせに関する説明書

1 見積もり合わせを行う事項

- (1) 調達役務の名称及び数量
法人所有自動車の自動車保険 1件（16台）
台数は、平成28年3月1日現在での当該自動車保険加入予定台数
- (2) 調達役務の仕様等
本説明書及び仕様書による。
- (3) 見積もり合わせの方法
オープンカウンター方式による。

2 資格要件等

- (1) 法人の契約事務取扱規程第3条に定める資格を有していること。
- (2) 保険業法（平成7年法律第105号）第265条の37第2項に規定する損害保険契約者保護機構の会員であること。
- (3) 平成27年3月31日現在において、保険業法第130条、第202条、第228条及び第313条第1項の規定により金融庁長官が定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（平成11年金融監督庁・大蔵省告示第3号）を満たすこと（ソルベンシー・マージン比率が200%以上であること）。
- (4) 宮城県内に直営の事故対応拠点（サービスセンター、損害調査拠点等をいう。）及び営業拠点がそれぞれ1か所以上あること。

3 手続に関する事項

- (1) オープンカウンター見積り依頼及びオープンカウンター方式についての注意事項によるほか、次のとおりとする。ただし、「オープンカウンター方式についての注意事項」7の規定は適用しないので、見積り者は見積りもった契約希望金額そのものを見積り書に記載すること。
- (2) 見積り書の提出に当たっては、次の書類を併せて提出すること。（Eメール、FAXのほか郵送及び持参も可。ただし見積り提出期限までに必着とする。）
 - イ 2（1）から（4）の事実を示す書類等（会社概要等のパンフレットやホームページ等によって広く公表されているもの。）
 - ロ 契約対象自動車1台ごとの見積り金額の内訳を記載した書類
 - ハ 自動車保険普通契約約款及び特約条項等（本件仕様に該当する部分を明示すること。）
- (3) 仕様書の内容等についての質問は、次のとおりとする。
 - イ 件名は「法人所有自動車の自動車保険に関する質問」とすること。
 - ロ 担当者が到達を確認した後に、質問者あてに到達確認の返信を行うので、当該返信を確認すること。
 - ハ 提出期限は、案件を公開した日から起算して2日目とする。
 - ニ 回答は、平成28年3月4日（金）までに法人ホームページに掲載する。
- (4) 契約対象自動車の自動車検査証の写しは、法人本部事務局において閲覧することができる。閲覧期間は平成28年3月4日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、複写はできないものとする。
- (5) 損害保険料率算出機構（損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年法律第193号）に基づき設置された料率団体をいう。）に法人の成績内容を照会するに当たり必要な書類等があるときは、その旨を案件一覧に記載する担当部署あて書面により申し出ること。